

# 島根県公文書センター（仮称）整備検討

岩崎 健児

島根県総務部総務課

## 1. はじめに

島根県は、現在、中国五県で唯一、公文書館が未整備ですが、歴史的に価値のある公文書（以下「歴史公文書」という。）については、総務課内規に基づき選別・保存を行い、閲覧については、原則、学術研究を目的とする利用者を対象に実施している状況です。

このような状況の中、皆さんもご存知のとおり、公文書等の管理に関する法律（以下「公文書管理法」という。）が平成21年7月に公布され、公布後2年以内施行されることとなり、平成23年4月施行が見込まれています。（執筆時）

この公文書管理法の制定を契機に、本県では“公文書管理に関する庁内研究会”を平成21年10月に立ち上げ、公文書管理条例の制定や公文書館の役割を担う島根県公文書センター（以下「公文書センター」という。）整備に向けた諸課題に関する調査・研究等を行っているところです。

公文書センター整備に関しましては、平成23年10月（予定）を目途に、その実現に向け検討を進めているところです。

公文書センター整備の実現に向けた検討の途中ではありますが、これまでの本県での検討の経過や今後の課題等について紹介させていただきます。

## 2. 島根県の歴史公文書の現状

本県では、平成7年4月から県庁の書庫で保存している古文書の目録整備に着手し、平成8年、明治期から大正初期に作成された公文書の「古文書簿冊目録」を作成しました。

また、昭和25年の「文書編さん部目」に従って分類された、明治期から昭和期にかけ作成された公文書の「二十五年部目」と呼ばれる目録が作成されています。

これらの目録の簿冊数は、「古文書簿冊目録」が2,265冊、「二十五年部目」については、3,344冊が登録され保存されています。

古文書簿冊目録に登録されている簿冊の一部を紹介すると、明治6年～大正3年までの全ての知事にかかる「事務引継書」（計123冊）、明治4年～明治18年の「県治要領」（計8冊）、明治20年～明治44年の「地方事務工程及管内景況」（計23冊）といった、県政の歴史を後世に伝える貴重な史料が保存されています。

これら2つの目録に登録され保存されている公文書の簿冊数を合計すると、約5,600冊



事務引継書

岩崎 健児（いわさき けんじ）

島根県総務部総務課企画員



県治要領

となります。

過去に県庁が二度の火災に見舞われたにもかかわらず、その質及び量ともに良い状態の公文書が多く、明治期から大正期に係る県政全般にわたる貴重な史料が保存されています。

また、平成21年度より知事部局から県庁書庫に引き継がれ、保存期間が満了した公文書の選別・目録作成に着手しています。現時点で約6,000冊程度が保存され、目録に登録される予定となっています。

### 3. 公文書センター整備検討

#### 3.1 公文書センターの機能

公文書センターの主な機能としては、

##### A 歴史公文書の保存

知事部局、議会、教育委員会、各種委員会、県が設立した独立行政法人等の県の全ての機関からの歴史公文書の移管を受け入れ保存を行う。

##### B 一般県民の利用

歴史公文書の目録作成後、一般県民の利用に供する。

と考えています。

これらの機能の他に、行政資料の閲覧等を行っている、既存施設である県政情報センターや情報公開制度・個人情報保護制度を所管する情報公開グループを同一施設内に併設することで、現用文書から非現用文書に至る公文書の公開請求、閲覧請求等について、1つの施設で対応できる複合施設とすることで検討

を進めています。

#### 3.2 公文書センター整備の方法

公文書センターの整備を検討する上で、まず、問題となるのが施設の整備方法ですが、本県には、既存の県有施設である旧博物館があり、当該施設を活用する方法で現在、検討を進めているところです。

当該施設は旧博物館ということで、既存の収蔵庫があり歴史公文書の保存の観点、また、県庁にも近く、利用者の利便性の観点からも最適と考えています。

しかし、収蔵庫については、公文書センター収蔵庫として使用するには、書架延長が約1.5 km 程度と短く、歴史公文書を保存していくには、十分とは言えない書架延長です。

よって、新たに歴史公文書保存用の書架を増設することで約3 kmの書架延長を確保する予定としています。



収蔵庫状況

#### 3.3 歴史公文書選別方法と基準

既存の多くの公文書館では、実施機関より移管された公文書を公文書館で選別基準に基づき選別し、歴史公文書として決定する方法が採用されていると思います。

本県では、公文書を作成した実施機関が選別基準に基づき歴史公文書を決定し、決定された歴史公文書が公文書センターに移管される方法を採用する方向で検討を進めています。この方法を採用するメリットとしては、公文

書センターでの選別の必要がなく職員への負担が少ないことです。

一方、デメリットとしては、実施機関が歴史公文書を判断するため担当者の考え方により、保存・廃棄の考え方が異なるため、不要な公文書が歴史公文書とされたり、必要な公文書が廃棄されたりする可能性があります。

そこで、重要な役割を担うのが、歴史公文書の選別基準ですが、現在、国のガイドラインや他の都道府県の選別基準を参考に検討を進めているところです。

#### 4. 今後の課題

##### 4.1 利用に関する規程の整備

現在、公文書センターにおいて保有し、一般の利用に供される歴史公文書は、情報公開条例・個人情報保護条例の適用除外とすることとして検討を進めており、歴史公文書の利用制限基準を新たに規定する必要があります。

公文書管理法では、利用制限に関する判断は「作成又は取得されてからの時の経過を考慮する」こととなっており、この「時の経過」については、対象となる情報の性質等により判断が異なるため、共通する基準を整備することは困難と思われるが、「時の経過」に関する一定の判断基準の検討が必要と考えています。

##### 4.2 複製資料の作成

公文書館整備の検討を行う上で、他都道府県の公文書館の視察等を行いました。多く

の公文書館ではマイクロフィルム等の複製資料を作成し、その閲覧や複写といった、一般県民の利用に供しているケースが多くみられました。

本県では、前述したとおり、公文書センターが開館する際には、約1万冊の歴史公文書を保存していることとなりますが、このうち複製資料を作成している文書は皆無であり、保存状態の悪い文書については、複製資料の作成の必要性があります。

複製資料の作成方法についても、マイクロフィルムとするのか、デジタルデータ化とするのか等の検討が必要となり、歴史公文書の一般利用を考える上での、今後の課題の一つとなります。

#### 5. おわりに

国民の貴重な知的資源である公文書を適切に管理し、後世に伝えていく公文書館の役割は、公文書管理法の制定により更に大きくなりました。

今まで公文書館が未整備であった本県においては、この公文書センターの役割について、一般県民の理解と関心を高めるとともに、利用者にとって利用しやすい公文書館の整備を目標に検討を進めていきたいと思えます。

終わりに、これまで公文書センター整備検討を進める上で、国立公文書館をはじめ、他都道府県の公文書館の皆様にご指導、ご協力をいただきましたこと、この場を借りてお礼申し上げます。